

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年2月15日(2007.2.15)

【公表番号】特表2002-501270(P2002-501270A)

【公表日】平成14年1月15日(2002.1.15)

【出願番号】特願2000-528969(P2000-528969)

【国際特許分類】

G 06 Q	50/00	(2006.01)
G 06 Q	10/00	(2006.01)
G 06 F	12/14	(2006.01)
G 09 B	5/08	(2006.01)

【F I】

G 06 F	17/60	1 2 8
G 06 F	17/60	5 0 2
G 06 F	12/14	3 2 0 E
G 09 B	5/08	

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月25日(2006.12.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 インターネットに接続されるコンピュータのようなユーザコンピュータデバイスとサーバコンピュータデバイスと、またはCD-ROM、ネットワークコンピュータ、対話式テレビのようなその他の送信／受信デバイスとのネットワークを構成するコンピュータ環境においてフレシキブルで効率的な教育システムまたは分配システムを開発する方法において、

命令セットは、サーバコンピュータデバイスから分配されるデータと、ユーザコンピュータデバイスに格納されているデータとの両方を処理するために使用されるので、ユーザコンピュータデバイス、および／またはサーバコンピュータ、またはその他の送信デバイスに格納され、データから完全にまたは部分的に分離されて分配されるもしくはデータと一緒に分配されることが可能である命令セットによって該システムが開発されることを特徴とするフレシキブルで効率的な教育システムまたは分配システムを開発する方法。

【請求項2】 命令セットとデータをコピーする機会を随意に防ぐことができる方法で、命令セットがユーザコンピュータデバイスに格納され、ユーザに指定されていることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】 命令セットが、「概略マップ」、「独学」、「講義」、「グループコラボレーション」、「ブラウザ」、「一般的な命令」のような教育トピックを管理し実行することと関連があることを特徴とする請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】 命令セットがナリッジトランスマーチンプロセスを作成し編集するために組織されたことを特徴とする請求項1から3のいずれか1つに記載の方法。

【請求項5】 教育プログラムが、ビデオ、一連の音声と画像、テキスト、グラフィック、または音声プログラムのような1つまたは複数の情報タイプの統合によるマルチメディアとして表現されることを特徴とする請求項3に記載の方法。

【請求項6】 教育プログラムが、1人または複数のユーザとマルチメディア間のダイアログとして、またはマルチメディアを介する1人もしくは複数のユーザ間のダイアロ

グとして表されることを特徴とする請求項 1 から 5 のいずれか 1 つに記載の方法。

【請求項 7】 複数のユーザが同時に教育プログラムに接続することができる特徴とする請求項 1 から 5 のいずれか 1 つに記載の方法。

【請求項 8】 例えば教育コンテンツである、インデックスのような静的な関数式と関連するコンテンツの形式にあるデータだけが、サーバコンピュータまたは他の送信デバイスから転送されることを特徴とする前記請求項のいずれか 1 つに記載の方法。

【請求項 9】 教育プログラムが実行されているとき、データがサーバコンピュータデバイスまたは他の送信デバイスで頻繁に更新されることを特徴とする前記請求項のいずれか 1 つに記載の方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

さらにできる限り最善のコース構成にすることは、請求項 4 に記載されているように以下の利点を有する。その利点は、命令セットがナリッジトランスマネーションプロセスの作成、編集、管理、分析、使用のために組織化されることである。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

「リアルライフ」の教育状況をコンピュータ環境における教育状況にさらに置き換えるために、請求項 5 に記載されているように以下のことが適切である。それは、プログラムが、ビデオ、一連の音声と画像、テキスト、グラフィック、または音声プログラムのような 1 つまたは複数の情報タイプの統合によるマルチメディアとして表されることである。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

上記に記載されているように、プログラムがマルチメディアオブジェクトとして表されているので、本発明は、1人または複数のユーザとマルチメディア間のダイアログとして、またはマルチメディアを介する1人もしくは複数のユーザ間のダイアログとして表されることによってさらに柔軟なものになる。